

公示7月12日(木) 投票日 7月29日(日)

投票時間：午前7時～午後8時

投票できるかた

昭和56年7月30日以前に生まれ、平成13年4月11日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかたです。

秋田市に転入したかた

4月12日以降に秋田市へ転入届けを出したかたで、転入前の市区町村の選挙人名簿に登録されているかたは、転入前の市区町村で投票することになります。転入前の市区町村に郵便で投票用紙を請求し、秋田市で投票することもできます。

市内で転居の届け出をしたかた

6月30日以降に、市内で転居の届け出をしたかたは、転居前の住所地の投票所で投票することになります。投票所入場券をご確認ください。

秋田市から転出したかた

3月29日以降に秋田市から転出したかたで、秋田市の選挙人名簿に登録されているかたは、秋田市で投票(不在者投票も)することができます。ただし、転入先の市区町村で選挙人名簿に登録されたかたは、転入先で投票することになります。

投票所

投票所は、有権者のみなさんに郵送する投票所入場券でご確認ください。投票所入場券をなくしても、投票所で再発行しますので投票できます。

点字投票 視覚障害者のかたは点字投票ができます。

代理投票 身体の故障などで自ら投票用紙に書くことができないかたは、投票所で本人が申請すると代理投票ができます。

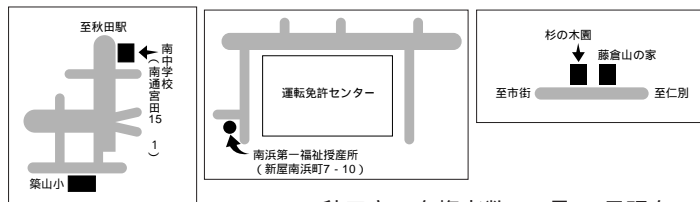
開票 投票日の午後9時15分から市立体育館で。

投票所の変更(今月の市長選挙から変わっています)

第11投票区 築山児童館→秋田南中学校に

第21投票区 藤倉山の家→杉の木園に

第77投票区 勝平中学校→南浜第一福祉授産所に



秋田市の有権者数(6月30日現在)

総数251,995人
男118,330人
女133,665人

不在者投票

今回から秋田駅「ぼぼろーど」でも

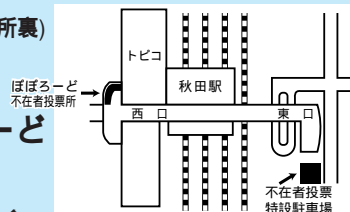
投票日当日に投票所へ行くことができないかたは、不在者投票ができます。投票する際は「宣誓書」に記入していただきますが、印鑑は不要です。投票所入場券をお持ちいただくと受付が簡単に済みます。

受付期間 7月12日(木)から28日(土)まで
午前8時30分～午後8時

不在者投票会場での立候補者名、政党名などの掲示は13日(金)からとなります。

受付場所

- ・市役所分館4階(市役所裏)
- ・土崎支所
- ・新屋支所
- ・秋田駅西口ぼぼろーど



不在者投票の主な理由

投票日に仕事がある場合

何らかの理由で投票区の区域外に旅行または滞在する場合
病気や負傷、妊娠、体の障害などで歩行が困難な場合
他の市区町村に住んでいる場合

入院中などの場合の不在者投票

県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院、入所中の場合は、その施設で投票できます。各施設の事務局にお話しください。

他の市区町村での不在者投票

仕事の都合などで他の市区町村に滞在しているかたは、秋田市選挙管理委員会に投票用紙を請求して、滞在先の選挙管理委員会で投票できます。投票用紙の請求に必要な「宣誓書」は、各市区町村の選挙管理委員会にあります。

郵便による不在者投票

身体に重度の障害があり、歩行が困難で投票所へ行けないかたは、自宅などで投票用紙に記載して郵送する不在者投票ができます。この制度を利用するかたは、前もって市選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けてください。ただし対象は身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、一定の障害のあるかたに限られます。

また、身体障害者手帳をお持ちで脳血管障害後遺症などによる半身麻痺で歩行が困難なかも、市福祉事務所(社会福祉課)から証明書をもって市選挙管理委員会に提出すると、郵便投票ができるかたもいます。事前に市選挙管理委員会へご相談ください。

なお、郵便投票の投票用紙の請求は7月25日(水)まで受け付けます。

洋上投票

船員のための不在者投票制度で、国外の洋上の船舶からファクシミリを使って投票するものです。

在外選挙

外国に住んでいる日本国籍のかたが投票するための制度です。